六四〇四・一九	その他のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	地下たび及びキャンバスシューズ					
	その他のもの					
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）					
	キャンバスシューズ					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの					
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
六四・〇五	その他の履物					
	その他のもの					
	その他のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの					
六四〇五・九〇	その他のもの					
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	本底が革製のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品					
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（芯を除く。）					
	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					

六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	その他のもの					
六四〇六・九一	木製のもの					
	毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
	その他の材料製のもの					
六四〇六・九九	革製のもの及び毛皮を使用したもの					
	その他のもの					
第六五類	帽子及びその部分品					
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品					
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品					
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					
第六九類	陶磁製品					
第七〇類	ガラス及びその製品					
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊					
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A	A	A	A	A
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）					
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A	A	A	A	A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス					
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A	A	A	A	A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品					
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品で取付具を有しないものに限る。）	A	A	A	A	A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）					
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したガラス製品を除く。）	A	A	A	A	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のもの又はその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント					
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレス又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A	A	A	A	A
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）					